

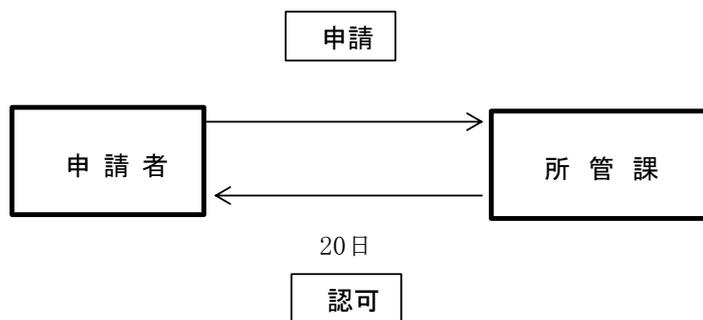
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 19

処 分 名	保護施設の変更認可	
処 分 の 概 要	保護施設の変更認可を行う。	
根 拠 法 令 名	生活保護法(昭和25年法律第144号)	
条 項	第41条第5項	
所 管 課	指導監査課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標 準 処 理 期 間	計	20日
判 断 基 準	生活保護法第41条第3項の規定を準用する。	
【根拠法令等】	生活保護法	
	<p>第41条第5項 第二項の認可を受けた社会福祉法人又は日本赤十字社は、同項第一号又は第三号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。この認可の申請があつた場合には、第三項の規定を準用する。</p> <p>第41条第3項 都道府県知事は、前項の認可の申請があつた場合に、その施設が第三十九条第一項の基準のほか、次の各号の基準に適合するものであるときは、これを認可しなければならない。</p> <p>一 設置しようとする者の経済的基礎が確実であること。</p> <p>二 その保護施設の主として利用される地域における要保護者の分布状況からみて、当該保護施設の設置が必要であること。</p> <p>三 保護の実務に当たる幹部職員が厚生労働大臣の定める資格を有するものであること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。